

# 中間財務諸表

当行の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、朝日監査法人の監査証明を受けています。以下の中間貸借対照表及び中間損益計算書は、上記の中間財務諸表に基づいて作成しています。

## 中間貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成11年度中間期末 平成11年9月30日	平成12年度中間期末 平成12年9月30日	平成11年度末 平成12年3月31日
<b>(資産の部)</b>			
現金預け金 9	2,584,285	3,570,390	3,782,920
コールローン	92,467	78,980	91,115
買現先勘定	—	60,662	—
買入手形	—	—	111,500
買入金銭債権 9	68,717	79,803	84,494
特定取引資産 2,9	1,297,820	1,496,939	1,445,843
金銭の信託	120,878	61,275	108,888
有価証券 1,2,3,9	8,792,402	11,328,126	8,982,244
貸出金 4,5,6,7,8,9	32,619,395	31,790,839	31,358,560
外国為替 8	377,230	416,230	352,971
その他資産 2,9,10	2,336,613	1,984,127	1,540,495
動産不動産 9,11,12,16	591,693	587,071	591,187
繰延税金資産	698,566	568,969	624,585
支払承諾見返	2,851,836	2,831,782	2,923,570
貸倒引当金	—	958,841	909,039
<b>資産の部合計</b>	<b>52,431,906</b>	<b>53,896,358</b>	<b>51,089,338</b>
<b>(負債の部)</b>			
預金 9	28,229,028	28,474,042	27,388,205
譲渡性預金	5,253,691	4,997,463	6,841,626
コールマネー 9	4,394,084	4,136,985	2,648,815
売現先勘定 9	—	3,062,512	—
売渡手形 9	173,352	293,687	90,547
コマーシャル・ペーパー	210,500	123,000	110,200
特定取引負債	894,941	551,896	603,424
借入金 9,13	2,548,508	2,356,842	2,461,252
外国為替	152,493	108,460	165,145
社債 14	161,368	683,500	432,343
転換社債	101,106	101,106	101,106
その他負債	4,197,653	4,033,899	5,173,303
貸倒引当金	1,106,366	—	—
退職給与引当金	47,592	—	46,764
退職給付引当金	—	48,292	—
債権売却損失引当金	113,614	65,421	111,588
特別法上の引当金 15	8	8	8
再評価に係る繰延税金負債 16	117,224	104,756	110,798
支払承諾 9	2,851,836	2,831,782	2,923,570
<b>負債の部合計</b>	<b>50,553,371</b>	<b>51,973,658</b>	<b>49,208,701</b>
<b>(資本の部)</b>			
資本金	752,848	752,848	752,848
資本準備金	643,080	643,080	643,080
利益準備金	101,079	105,619	103,319
再評価差額金 16	162,014	170,555	167,379
その他の剰余金	219,511	250,595	214,008
任意積立金	145,539	165,535	145,539
中間(当期)末処分利益	73,972	85,059	68,469
<b>資本の部合計</b>	<b>1,878,534</b>	<b>1,922,699</b>	<b>1,880,637</b>
<b>負債及び資本の部合計</b>	<b>52,431,906</b>	<b>53,896,358</b>	<b>51,089,338</b>

## 中間損益計算書

(単位:百万円)

科目	平成11年度中間期 平成11年4月1日から 平成11年9月30日まで	平成12年度中間期 平成12年4月1日から 平成12年9月30日まで	平成11年度 平成11年4月1日から 平成12年3月31日まで
経常収益	<b>908,062</b>	<b>823,277</b>	<b>2,182,305</b>
資金運用収益	<b>695,980</b>	<b>568,282</b>	<b>1,416,579</b>
うち貸出金利息	386,342	367,375	761,170
うち有価証券利息配当金	69,949	94,938	142,745
役務取引等収益	<b>51,655</b>	<b>57,409</b>	<b>106,565</b>
特定取引収益	<b>18,568</b>	<b>24,967</b>	<b>34,227</b>
その他業務収益	<b>35,180</b>	<b>8,016</b>	<b>61,072</b>
その他経常収益 1	<b>106,677</b>	<b>164,600</b>	<b>563,860</b>
経常費用	<b>817,293</b>	<b>683,837</b>	<b>2,005,828</b>
資金調達費用	<b>382,208</b>	<b>267,311</b>	<b>813,101</b>
うち預金利息	126,005	158,816	264,425
役務取引等費用	<b>21,005</b>	<b>19,164</b>	<b>37,306</b>
特定取引費用	<b>1,757</b>	—	<b>944</b>
その他業務費用	<b>27,001</b>	<b>9,322</b>	<b>49,091</b>
営業経費 2	<b>177,264</b>	<b>163,372</b>	<b>350,791</b>
その他経常費用 3	<b>208,057</b>	<b>224,667</b>	<b>754,592</b>
経常利益	<b>90,768</b>	<b>139,439</b>	<b>176,477</b>
特別利益	<b>1,132</b>	<b>744</b>	<b>2,042</b>
特別損失 4	<b>26,195</b>	<b>16,888</b>	<b>30,019</b>
税引前中間(当期)純利益	<b>65,705</b>	<b>123,295</b>	<b>148,500</b>
法人税、住民税及び事業税	<b>4,696</b>	<b>20,458</b>	<b>6,634</b>
法人税等調整額	<b>19,511</b>	<b>54,474</b>	<b>93,047</b>
中間(当期)純利益	<b>41,497</b>	<b>48,361</b>	<b>48,818</b>
前期繰越利益	<b>29,938</b>	<b>34,973</b>	<b>29,938</b>
再評価差額金取崩額	<b>2,536</b>	<b>1,724</b>	<b>3,152</b>
中間配当額	—	—	<b>11,199</b>
中間配当に伴う利益準備金積立額	—	—	<b>2,239</b>
中間(当期)末処分利益	<b>73,972</b>	<b>85,059</b>	<b>68,469</b>

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項(平成12年度中間期)

- 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準  
金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。  
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法  
(1) 動産不動産  
動産不動産はそれぞれ次の方法により償却しております。  
なお、定率法を採用しているものについては、当中間会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
建物 定額法を採用し、税法基準の償却率による。  
動産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。  
その他 税法の定める方法による。  
(2) ソフトウェア  
自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- 引当金の計上基準  
(1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる額を特定海外債権引当金(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店部と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立可能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は763,343百万円です。  
(2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。  
なお、会計基準変更時差異(100,837百万円)については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間期末においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。  
(3) 債権売却損失引当金  
株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。  
なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。  
(4) 金融先物取引責任準備金  
金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
- 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建の資産及び負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
ただし、外国法人に対する出資(外貨にて調達したものを除く)等、直物外貨建資産及び負債残高に算入することが適当でないと思われるものについては取得時または

発生時の為替相場によっております。  
海外支店勘定については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- ヘッジ会計の方法  
ヘッジ会計の方法として、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより評価しております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。  
なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部の海外拠点におけるヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。
- 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 税効果会計に関する事項  
中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

## 【追加情報】

- 貸倒引当金の表示方法  
「貸倒引当金」については、前中間会計期間まで負債の部に掲記していましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の末尾に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は958,841百万円、負債の部は958,841百万円それぞれ減少しております。
- 退職給付会計  
当中間会計期間から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は5,232百万円、税引前中間利益は17,149百万円増加しております。  
なお、従来の「退職給付引当金」は、「退職給付引当金」に含めて表示しております。
- 金融商品会計  
当中間会計期間から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ2,311百万円減少しております。  
また、金融商品に係る会計基準の適用に伴い、以下のような変更を行っております。  
(1) ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引の損益については、従来と同じ損益科目で表示しておりますが、収益及び費用の表示は、当中間会計期間より従来の総額表示から純額表示に変更しております。この変更による経常利益及び税引前中間純利益の影響はありませんが、従来の方法によった場合に比べ、経常収益及び経常費用はそれぞれ184,244百万円減少しております。  
(2) 現先取引については、従来、売買処理していましたが、金融商品に係る会計基準の適用に伴う銀行法施行規則の改正により中間貸借対照表が改定されたため、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。なお、従来の受渡日基準に基づく売買処理によった場合と比較して、「有価証券」は1,867,186百万円増加しております。  
(3) 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、従来「有価証券」中の貸付有価証券に計上していましたが、当中間会計期間より「有価証券」中の国債に計上しております。当中間会計期間末における使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は9百万円です。
- 外貨建取引等会計処理基準  
「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を継続適用しております。
- その他有価証券の時価評価  
当中間会計期間においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて、時価評価を行っておりません。平成12年大蔵省令第10号附則第3項によるその他有価証券に係る中間貸借対照表計上額等は次のとおりであります。なお、以下の金額には「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーン・ペーパー及び貸付債権信託受益権、並びに「金銭の信託」が含まれております。  
中間貸借対照表計上額 10,027,156百万円  
時価 10,439,800百万円  
差額 412,643百万円  
繰延税金負債相当額 157,011百万円  
その他有価証券評価差額金相当額 255,632百万円

6. 外形標準課税に係る事業税の表示方法

利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他経常費用」として計上しております。なお、東京都に係る事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上していましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当中間会計期間より、「その他経常費用」として3,700百万円計上しております。

7. 大阪府の事業税に係る外形標準課税導入

「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)が平成12年6月9日に公布されたことから、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、当中間会計期間より前事業年度の39.83%から38.05%に変更しております。この変更により、繰延税金資産の金額は26,616百万円減少し、当中間会計期間に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」の金額は4,900百万円減少し、「再評価差額金」の金額は同額増加しております。

## 注記事項(平成12年度中間期)

(中間貸借対照表関係)

1. 子会社の株式及び出資総額 573,317百万円  
なお、本項の子会社は、財務諸表等規則に規定する子会社であります。
2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計2,570,770百万円含まれております。
3. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。
4. 貸出金のうち、破綻先債権額は74,956百万円、延滞債権額は1,894,022百万円です。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
5. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は24,856百万円です。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は119,105百万円です。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
7. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,112,939百万円です。  
なお、上記4.から7.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
8. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等の額面金額は634,181百万円です。
9. 担保に供している資産は次のとおりです。  
担保に供している資産  
現金預け金 392百万円  
買入金銭債権 10,800百万円  
特定取引資産 966,756百万円  
有価証券 2,641,900百万円  
貸出金 1,390,081百万円  
その他資産(保管有価証券等) 229,200百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 54,868百万円  
コールマネー 1,048,830百万円  
売現先勘定 3,062,512百万円  
売渡手形 292,700百万円  
借入金 50,452百万円  
支払承諾 36,936百万円  
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金51,410百万円、有価証券775,903百万円及びその他資産(保管有価証券等)45,830百万円を差し入れております。  
なお、不動産のうち保証金権利金は63,305百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9,351百万円、債券借入取引担保金は433,739百万円です。
10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は445,218百万円、繰延ヘッジ利益の総額は378,164百万円です。

11. 不動産不動産の減価償却累計額 284,725百万円
12. 不動産不動産の圧縮記帳額 52,555百万円  
(当中間期圧縮記帳額 百万円)
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金2,181,720百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債221,500百万円が含まれております。
15. 特別法上の引当金は金融先物取引責任準備金8百万円です。
16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行き価格補正等をするともに、鑑定評価による時価との差異分析の結果を勘案する等、合理的な調整を行って算出。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、株式等売却益157,310百万円を含んでおります。
2. 減価償却実施額は下記のとおりです。  
建物・不動産 7,617百万円  
その他 19百万円
3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額137,556百万円及び貸出金償却54,509百万円を含んでおります。
4. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額10,083百万円を含んでおります。

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額  

	不動産	その他	合計
取得価額相当額	27,109百万円	278百万円	27,387百万円
減価償却累計額相当額	10,950百万円	144百万円	11,094百万円
中間期末残高相当額	16,158百万円	134百万円	16,293百万円

  - ・未経過リース料中間期末残高相当額  
1年内 5,100百万円  
1年超 11,660百万円  
合計 16,761百万円
  - ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額  
支払リース料 4,059百万円  
減価償却費相当額 2,400百万円  
支払利息相当額 333百万円
  - ・減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
  - ・利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引  
・未経過リース料  
1年内 4,646百万円  
1年超 29,019百万円  
合計 33,666百万円